

令和6年度 高松市定期個別予防接種実施要領

<目次>

1	令和6年度以降の変更点	1
2	注意点	2
3	予防接種の種類・実施期間	3
4	予防接種の実施方法	3
5	予防接種の対象者及び個人通知の方法	4～5
6	予診及び接種時の注意	5
7	接種費用の個人負担	5
8	接種希望者が持ってくるもの	5
9	予防接種事務の取り扱い要領	5
10	ワクチンの取り扱いについて	5～6
11	接種後の副反応の取り扱い	6～7
12	コッホ現象の取り扱い(定期の予防接種)	7
13	予防接種時の間違い報告について	7
14	予防接種健康被害救済制度について	7
15	予防接種の実施報告及び委託料の支払い	8
16	その他	8
	別紙①(予防接種対象者及び個人通知の方法)	9～11
	別紙②(定期個別予防接種事務要領)	12～22
	別紙③(予診票及び実施報告書のチェックポイント)	23～24
	別紙④(予防接種予診票記入例)	25～26

予防接種についてのお問合せ先

〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号

高松市保健所 感染症対策課

TEL087(839)2870 FAX087(813)0221

1 令和6年度以降の変更点

1 沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「五種混合ワクチン」という。）の定期接種開始について

令和6年4月1日より、定期接種として五種混合ワクチンの使用が開始します。

用法、用量について、0.5mLを皮下又は筋肉内に接種してください。皮下注射又は筋肉内注射については、医師の判断によって接種方法を選択してください。

当面の間は四種混合ワクチン及び Hib ワクチンも使用できることとしますが、使用するワクチンは五種混合ワクチンを基本とします。

ただし、すでに四種混合ワクチン及び Hib ワクチンで接種を開始している場合は、原則、同じ種類のワクチンを使用してください。

詳細につきましては、令和6年度高松市定期個別予防接種の対象者及び個人通知の方法（別紙①）及び令和6年度 高松市定期個別予防接種事務要領（別紙②）を参照ください。

母子健康手帳の予防接種欄への記録について、五種混合ワクチンに対応していないものに記録する場合は、四種混合ワクチンとヒブワクチンの欄の両方にワクチンシールの貼付及び接種日の記入をしていただく等、接種記録を把握できるよう御対応をお願いいたします。

※ 五種混合ワクチンに関する内容は、令和6年3月26日時点のものです。

2 肺炎球菌感染症予防接種（小児）における沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチン（以下 15 価肺炎球菌ワクチン）の定期接種開始について

令和6年4月1日より、定期接種として15価肺炎球菌ワクチンの使用が開始します。

用法、用量について、0.5mLを皮下又は筋肉内に接種してください。皮下注射又は筋肉内注射については、医師の判断によって接種方法を選択してください。

当面の間は13価肺炎球菌ワクチンも使用できることとしますが、使用するワクチンは15価肺炎球菌ワクチンを基本とします。13価肺炎球菌ワクチンで接種を開始した場合でも、15価肺炎球菌ワクチンに切り替えて接種が可能です。

詳細につきましては、令和6年度高松市定期個別予防接種の対象者及び個人通知の方法（別紙①）及び令和6年度 高松市定期個別予防接種事務要領（別紙②）を参照ください。

※ 15価肺炎球菌ワクチンに関する内容は令和6年3月26日時点のものです。

3 新型コロナワクチンの取扱いについて

令和5年度末で新型コロナワクチンの特例臨時接種を終了し、令和6年度から65歳未満は任意接種となります。令和6年度の新型コロナワクチンの定期接種につきましては、詳細が決まり次第、別途御案内いたします。

2 注意点

1 ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン（以下、「HPVワクチン」という。）の定期接種及びキャッチアップ接種について

【令和6年度対象者】

定期接種対象者：平成20年4月2日～平成25年4月1日生まれの女子

キャッチアップ対象者：平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの女子

※ **キャッチアップ接種は、令和7年3月31日に終了予定となっております。以降、定期接種の対象年齢から外れる方は、接種費用が全額自己負担になりますので、可能な限り、キャッチアップ接種期間内の接種をお願いいたします。**

【予診票について】

定期接種につきましては、新中学一年生を対象者に、令和6年3月下旬に一斉発送の予定となっております。

令和6年度に新たにキャッチアップ接種対象になる方につきましては、令和6年3月下旬に、残り回数分の予診票を一斉発送の予定となっております。発送日直前後に接種を受けている場合は、予診票が重複して届いてしまう可能性がありますので、母子手帳等で接種記録を御確認の上、接種の実施をお願いいたします。

2 日本脳炎① 13歳未満特例対象者について

予防接種法実施規則附則第2条に規定する対象者「平成19年4月2日から平成21年10月1日までの間に生まれた者」（以下「13歳未満特例対象者」という。）については、令和4年10月1日以降は、対象となる生年月日の全員が13歳以上になっているため、予防接種法実施規則附則2条の適用はありません。

そのため、令和5年度の特例措置は、予防接種法実施規則附則第3条に規定する対象者「平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者（20歳未満の者）」のみの対応になります。また、同対象者は、令和5年4月1日以降に全員が16歳以上となっているため、予診票の署名欄には、被接種者本人の署名をお願いします。

3 日本脳炎② ジェービックVの供給停止による対応について

令和4年度は限定出荷の下、御対応いただいております日本脳炎ワクチンについて、限定出荷の解除の事務連絡が令和5年1月19日付けでありました。

なお、令和4年度よりお待ちいただいていた方を含め、**1期、1期追加、2期、特例対象者全ての対象者への接種が可能となっております**、本市においても、予診票を全ての対象者へ送付しています。しかしながら、日本脳炎ワクチンの供給について限定出荷がされていた期間に接種をお待ちいただいた方への接種をはじめとした日本脳炎ワクチンの接種が十分に進んでいないことが懸念されているところです。**対象の御年齢で、まだ接種が完了していない方に、残り回数の接種を受けるよう御案内をお願いいたします。**

4 B型肝炎ワクチンの定期接種が可能な分娩できる産婦人科医院について

同居者にHBキャリアがいる出生児に対しての出生直後におけるB型肝炎ワクチン接種において、産婦人科医院でも定期予防接種に御協力いただいております。令和6年度の実施協力医療機関は、次の3医療機関です。

サンフラワーマタニティークリニック、よつばウィメンズクリニック、森産婦人科医院

5 不活化ポリオワクチンの発注に関する取り扱いについて

令和5年度に引き続き、令和6年度も配送業者を決定していません。定期接種として不活化ポリオワクチンの接種を行う場合は、ワクチンの手配は感染症対策課で行いますので、御一報ください。三種混合・二種混合（いずれも1期用）についても、同様の取扱いとします。

6 令和5年度実施報告書の提出期限について

令和6年3月分の予防接種実施報告書については、令和5年度の最終の提出となりますので、年度中の提出漏れがないよう再度十分確認してください。

令和5年度の最終提出日：令和6年4月10日（水）

※提出期限を過ぎた場合、お支払いできないことがありますので、御注意ください。

7 定期予防接種における担当課について

令和5年度から、定期予防接種の担当課が変更になりました。

名称	所在所	電話・FAX
感染症対策課	高松市桜町一丁目10番27号 (高松市保健所2階)	TEL 839-2870 FAX 813-0221

予診票の提出場所、電話番号等について御留意くださいますようお願いいたします。
また、予診票を御持参くださる場合は、**保健所内2階**にお持ちください。

3 予防接種の種類・実施期間

(1) 予防接種の種類

ロタウイルス、五種混合、ヒブ、四種混合、不活化ポリオ、三種混合、二種混合、小児用肺炎球菌、B型肝炎、BCG、麻しん風しん、水痘、日本脳炎、子宮頸がん

(2) 実施期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで（通年）

4 予防接種の実施方法

実施に当たっては、予防接種対象者の本人確認はもとより、接種するワクチンの種類や有効期限などを十分確認してください。

なお、予防接種の対象者が他の患者から感染を受けることのないよう御配慮ください。

また、予防接種直後の即時性全身反応等の発生に対応するため、必要な薬品及び用具等を備え、又は、携行してください。

5 予防接種の対象者及び個人通知の方法

「令和6年度高松市定期個別予防接種の対象者及び個人通知の方法」別紙①のとおり

(1) 予防接種対象者

定期の予防接種は、**接種日に高松市に住民票のある人**が対象です。

予診票を持っていても、高松市外に転出している場合は、高松市が委託料をお支払いする対象者とはなりませんので御注意ください。

(2) 予防接種依頼について（県外に住民票がある人）

県外に住民票がある人が、長期滞在等により高松市で予防接種を希望する場合は、高松市で委託料のお支払いはできません。県外に住民票がある人の接種については、直接、住民票のある市町村にお問い合わせください。

接種日に対象年齢に達してない場合や、対象年齢を過ぎている場合は、任意接種の取り扱いとなり、委託料の請求はできません。

また、規定の回数を超えて接種した場合や、接種間隔未満で接種した場合も同じく委託料の請求はできませんので、御注意ください。

(3) 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種の機会の確保

（平成25年1月30日付け厚生労働省通知）

定期の予防接種（インフルエンザを除く）の対象者であった間に、次の特別の事情があることにより、予防接種を受けることができなかつたと認められる者は、当該特別の事情がなくなった日から起算して2年（高齢者の肺炎球菌感染症については1年）を経過する日まで（ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風、結核、Hib感染症及び小児の肺炎球菌感染症については、対象期間の特例が設定されています）の間、定期接種の対象者となります（定期接種実施要領 参照）。

《特別の事情》

① 次のアからウまでに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）

ア 重症複合免疫不全症等免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病

イ 白血病等免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病

ウ ア又はイの疾病に準ずると認められるもの

※ 上記に該当する疾病の例は、「9 予防接種理由書等、長期療養特例に関する書類一式」（別添）の別表2に掲げるとおり。ただし、予防接種の実施可否の判断は、あくまで予診を行う医師の診断の下、行われるべきであるとされています。

② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）

③ 医学的知見に基づき、①又は②に準ずると認められるもの

④ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかつた場合に限る。）

医療機関は、特別の事情によりやむを得ず定期接種を受けることができなかつた者の特別の事情が解消されたと判断した場合は、長期療養特例に関する疾病別の対応（別添）により上限年齢を確認の上接種してください。接種後の実施報告の際は、別添の予防接種理由書（特定疾病に係る予防接種法に基づく）を作成し、予診票に必ず添付してください。

6 予診及び接種時の注意

「定期接種実施要領」に準じて行ってください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/yobou-sesshu/index.html

7 接種費用の個人負担

無料（高松市が全額負担）。

過去に対象年齢を過ぎた後、自己負担でHPVワクチンの任意接種を行ったキャッチアップ接種対象者については、償還払い（接種費用の全部もしくは一部の払い戻し）の対応を行います。償還払いの手続に必要な、接種記録が確認できる書類や接種費用の支払いを証明できる書類を、対象者が紛失している場合もありますので、証明書等の作成依頼を受けた際には、御協力いただきますようお願いいたします。

市民の方より相談がありましたら、感染症対策課へ問い合わせるよう御説明ください。

8 接種希望者が持ってくるもの

(1) 高松市の予防接種予診票

個人通知の時期、通知の有無は別紙①に記載しています。個人通知の時期以降に転入した場合や紛失した場合は、保護者の申し出により随時予診票を発行しております。**お手数ですが、予約時に保護者に予診票を持っているか否か確認し、持っていない場合は感染症対策課に連絡して、事前に予診票を取り寄せるよう御指導ください。**

※ 急いで予防接種をする必要がある場合で、医療機関の予備の予診票を使用する場合は、保護者から感染症対策課に整理番号を問い合わせてもらい、その番号を予診票の右上に記入してください。

(2) 母子健康手帳等、予防接種の記録ができるもの（持ってきていない場合は別添の予防接種済票に記入事項を記入してお渡しください。）

9 予防接種事務の取り扱い要領

「令和6年度定期個別予防接種事務要領」・・・別紙②のとおり

10 ワクチンの取扱いについて

高松市の実施する予防接種は、高松市が供給したワクチンを使用してください。

ただし、令和5年度中に高松市から供給したワクチンにつきましては、有効期限内は引き続き使用できます。

(1) 注文方法

ワクチン納入一覧表（令和6年度）により納入業者を確認後、納入業者へ直接「令和6年度 高松市予防接種ワクチン注文書」によりFAXで発注してください。

- ・ **注文期限** 毎週木曜日の午後3時まで（木曜日が祝日の場合は水曜日の午後5時）
- ・ **配送日** 翌週月曜日の午後5時まで（月曜日が祝日の場合は翌日）

※ ワクチンには有効期限がありますので、必要本数のみを発注してください。

※ ゴールデンウィーク及び年末年始の期間の注文・配送は上記の取扱と異なる場合がありますので、別途周知いたします。

※ お盆（8月15日周辺）については、納入業者は通常どおりの配送スケジュールとなる予定です。医療機関が休みの場合の注文等は、納入業者と各自で調整いただく予定です。ワクチンの在庫の関係等もごございますので、予約数を大幅に超える本数の注文はお控え頂きますよう御協力お願いいたします。

(2) 使用方法

- ① **接種するワクチンの種類・検定合格日・有効期限を確認し、外観にも異常（混濁・着色・異物の混入等）がないことを確認の上、接種してください。**
- ② ワクチンの貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷蔵庫等を使用してください。
- ③ ワクチンの使用にあたっては、凍結させない、溶解は接種直前に行い一度溶解したものは直ちに使用する、溶解の前後にかかわらず光が当たらないよう注意するなど、それぞれの添付文書を確認の上、適切に取り扱ってください。
- ④ 毎月末にワクチンの前月末残数、納品数、使用数、破損等数（理由を明記）及び今月末残数を明確に記入していただき、**各業者にFAXしたワクチン注文書を添付して、翌月の10日（土・日・祝日の場合はその翌平日）までに（必着）提出してください。**

高松市が供給したワクチンは高松市の所有に属しますので、保管や取扱いには十分注意してください。

また、高松市が供給したワクチンは、香川県広域予防接種（高松市以外に住民票がある人に対する接種）及び任意予防接種等には**使用できません**ので、区別して保管してください。

11 接種後の副反応の取扱い

- (1) 予防接種による副反応、又はその疑いのある患者を診察した場合は、いったん保険診療としてください。その際、患者又は家族から詳しく問診し、病歴を確実に記載しておいてください。

主要症状について確実に把握し、詳細に記載しておいてください。

また、接種部位の変化（発赤・腫脹及び化膿等）の有無及び程度、発生日時について必ず記載しておいてください。

- (2) 定期の予防接種について、副反応の報告基準に該当する症状を診断したときは、以下のとおり、速やかに（独）医薬品医療機器総合機構（PMDA）へ報告してください。また、そのことについて、厚生労働省等から情報収集等の協力依頼があった場合には、御協力をお願いします。

詳細につきましては、同封しております「定期の予防接種等による副反応疑いの報告等の取扱いについて」を参照ください。

① **報告書を作成** (次のア又はイのいずれか)

ア 同封の「予防接種後副反応疑い報告書(別紙様式1)」

イ 「予防接種後副反応疑い報告書入力アプリ」で作成した報告書(国立感染症研究所のホームページからダウンロード)

② **報告**

(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)へFAX(FAX番号:0120-176-146)。
その症状が以下のものと疑われる場合は、調査票を作成して報告してください。

- | | |
|-----------------------|------------------------------------|
| ・ 急性散在性脳脊髄炎(ADEM) | → 急性散在性脳脊髄炎(ADEM)調査票 |
| ・ ギラン・バレ症候群(GBS) | → ギラン・バレ症候群(GBS)調査票 |
| ・ 血栓症(血栓塞栓症を含む。)(TTS) | → 血栓症(TTS)調査票
(血小板減少症を伴うものに限る。) |
| ・ 心筋炎 | → 心筋炎調査票 |
| ・ 心膜炎 | → 心膜炎調査票 |

12 コツホ現象の取り扱い(定期的予防接種)

B C G接種によるコツホ現象を診断した場合は、保護者の同意を得て、「コツホ現象事例報告書」に必要事項を記載の上、感染症対策課に報告してください。保護者の同意が得られない場合は、個人情報を除く事項を報告してください。

なお、コツホ現象は、通常、副反応の報告基準に該当しないので、副反応報告は不要です。

13 予防接種健康被害救済制度について

定期的予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合で、当該予防接種との因果関係を厚生労働大臣が認定した場合は、予防接種法に基づき健康被害に対する給付を受けることができます。

なお、高松市から対象者に送付する個別勧奨のお知らせに予防接種健康被害救済制度があることを記載していますが、保護者から制度の内容についてお問い合わせがありましたら「予防接種ガイドライン」に記載されている内容を参考に説明していただくか、感染症対策課にお問い合わせるようお願いください。

14 予防接種時の間違い報告について

誤った用法用量、有効期限の切れたワクチンでの接種、接種間隔の誤り、血液感染を起こす状態での接種など、予防接種の間違いを把握した場合、必ず感染症対策課へ報告してください。

また、その時点で、直ちに被接種者及び保護者に間違いがあったことについて謝罪するとともに、有効性や安全性に関すること及びその後の対応等について説明を行ってください。

15 予防接種の実施報告及び委託料の支払い

- (1) 実施協力医療機関は1か月分の実施件数をまとめて、翌月10日（土・日・祝日の場合はその翌平日）までに（必着）、感染症対策課に実施報告書と予診票を提出してください。実施件数が0件でも実施報告書の提出は必要です。

ただし、0件の場合のみFAXでの報告も可能とします。FAXで実施報告書を提出する場合は、院長名欄へ押印をしないようお願いいたします。保健所から再提出の依頼があった場合は、再発行したもので、訂正印等の押印がないものであれば、FAXでの提出も可能とします。

※ 令和5年度より、実施報告書の院長名欄への押印は不要となっています。ただし、訂正印で件数等を訂正する場合は、院長名欄にも同一の押印が必要となり、FAXでの受付ができかねますので御注意ください。

送付の際は「予診票及び予防接種実施報告書のチェックポイント」（別紙③）を参照いただき、記入漏れがないように事前に確認をお願いします。

予防接種の接種不可の請求は、診察料相当分となりますので、1人につき、1日1件の請求をお願いします。例えば、ヒブワクチンと小児用肺炎球菌ワクチンを同時接種に来られて、接種不可となった場合、どちらか一方での請求となります。**両方での請求はできません。**

なお、保険診療を行った場合は、接種不可としての請求はできませんので御注意ください。

- (2) 高松市は、予防接種実施報告書に基づいて算定した委託料を、高松市内3医師会連合会に一括して支払い、その後高松市内3医師会連合会が各医療機関の口座に振り込みます。

16 その他

接種見合わせ時用の予診票が不足する場合は、感染症対策課に御連絡いただければ送付いたします。

なお、お急ぎで御入用の場合は、お電話の上、来所いただければすぐにお渡しいたします。報告書類の原本を紛失された場合は、高松市のホームページに様式を格納しておりますので、下記URLにアクセスしていただき、出力してください。

「高松市公式ホームページ もっと高松」

→「くらしの情報」→「健康・福祉」→「医療」→「予防接種・健康診査・検診」

→「予防接種」→「医療機関の皆様へ」

https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/smph/kurashi/kenkou/iry/shinsa/yobou_sesshu/iryokikan.html

【お問合せ】 感染症対策課
TEL (087) 839-2870
FAX (087) 813-0221

令和6年度高松市定期個別予防接種の対象者及び個人通知の方法

注) 接種間隔の起算日は、接種した日の翌日とし、下表の「●歳未満」「●歳に達するまで」「●歳に至るまで」はいずれも「●歳の誕生日の前日まで」とする。生まれた日の翌日を出生0週1日後とする。「●週0日後」は、「●週0日後」の日を含む。

対象疾病	ワクチン	区分	対象年齢	標準的な接種期間	通知時期	接種回数	接種間隔	接種量	方法
A類疾病	経口弱毒生ヒト ロタウイルスワ クチン		生後6週に至つ た日の翌日か ら生後24週に 至る日の翌日 まで	初回接種は生 後2月から出生 14週6日後ま で	生後1月の 翌月	2回	同一の製剤を、27日以上の間隔をおいて経口投与する。 ただし、同一の製剤での投与が完了できないやむを得ない事情があると高松市が認める場合には、次に掲げる方法で接種することができる。 ア) 経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与する。 イ) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを1回経口投与した後、第1回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン2回経口投与する。 ウ) 五価経口弱毒生ロタウイルスワクチンを2回経口投与した後、第2回目の経口投与から27日以上の間隔をおいて、経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン1回経口投与する。	1.5ml	経口
			5価経口弱毒生ロ タウイルスワ クチン			生後6週に至つ た日の翌日か ら生後32週に 至る日の翌日 まで	3回	2ml	
小児の 肺炎球菌 感染症	沈降13価肺炎 球菌結合型ワ クチン 沈降15価肺炎 球菌結合型ワ クチン ※令和6年3月 26日現在検討中 の内容です。		生 後 (2 5 月 歳) か ら 生 至 る 後 の 6 ま で 0 で 月	右記① 追加接種は、 生後12月～ 生後15月に 至るまで	(初回) 生後1月の 翌月 (追加) 1歳の前月	①初回接種開始が生後2月以上7月未満		各 0.5ml	1 1 5 3 価 価 は は 皮 下 又 は 筋 肉 内
						初回 3回	生後24月(標準的には生後12月)に至るまでの間に、27日以上		
						追加 1回	初回接種終了後60日以上の間隔をおいて、生後12か月に至った日以降		
						②初回接種開始が生後7月以上12月未満			
						初回 2回	生後24月(標準的には生後12月)に至るまでの間に、27日以上		
						追加 1回	初回接種終了後、60日以上の間隔をおいて、生後12月に至った日以降		
						③初回接種開始が生後12月以上24月未満			
						2回	60日以上		
④初回接種開始が生後24月以上60月未満									
1回	-								
B型肝炎	組換え沈降B型 肝炎ワクチン		生後1歳に至るまで	生後2月～ 生後9月に至るまで	生後1月の 翌月	3 回	1回目と2回目は27日以上 1回目と3回目は139日以上	10歳未満 各0.25ml 10歳以上 各0.5ml	(皮下又は筋肉内)
結核	B C G ワクチン		1歳に至るまで	生後5月に達した時から生後8か月に達するまで	生後1か月の 翌月	1 回	-	所定の スポイト で滴下	経皮

令和6年度高松市定期個別予防接種の対象者及び個人通知の方法

注) 接種間隔の起算日は、接種した日の翌日とし、下表の「●歳未満」「●歳に達するまで」「●歳に至るまで」はいずれも「●歳の誕生日の前日まで」とする。生まれた日の翌日を出生0週1日後とする。「●週0日後」は、「●週0日後」の日を含む。

対象疾病	ワクチン	区分	対象年齢	標準的な接種期間	通知時期	接種回数	接種間隔	接種量	方法									
A類疾病	乾燥ヘモフィルスb型ワクチン		生後(25歳)から生後6まで	右記①	(初回)生後1月の翌月 (追加)1歳の前月	①初回接種開始が生後2月以上7月未満 初回3回 追加1回 ②初回接種開始が生後7月以上12月未満 初回2回 追加1回 ③初回接種開始が生後12月以上60月未満 1回	生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上(標準的には27日～56日までの間隔をおく)	各0.5ml	皮下									
							初回接種終了後、7月以上(標準的には7月～13月までの間隔をおく)											
							生後12月に至るまでの間に、27日(医師が必要と認めた場合は20日)以上(標準的には27日～56日までの間隔をおく)											
							初回接種終了後、7月以上(標準的には7月～13月までの間隔をおく)											
							20日以上(標準的には20日～56日まで)											
							第1期初回接種(3回)終了後、6月以上(標準的には第1期初回接種終了後、6月～18月までの間隔をおく)											
							生後2月～生後12月に達するまで(2月から7月未満で開始)			生後1月の翌月	3回	20日以上(標準的には20日～56日まで)	各0.5ml	皮下又は筋肉内				
							初回接種(3回)終了後6月～13月までの間隔をおく			1歳の前月	1回	第1期初回接種(3回)終了後、6月以上(標準的には第1期初回接種終了後、6月～18月までの間隔をおく)						
							Hib感染症 ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎(ポリオ)			沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン ※令和6年3月26日現在検討中の内容です。	第1期 初回 追加	生後2月から生後90月(7歳6か月)に至るまで	生後2月～生後12月に達するまで	生後1月の翌月	3回	20日以上(標準的には20日～56日まで)	各0.5ml	皮下
																初回接種(3回)終了後12月～18月までの間隔をおく		
-	-	3回	20日以上(標準的には20日～56日まで)															
-	-	1回	第1期初回接種(3回)終了後、6月以上(標準的には第1期初回接種終了後、12月～18月までの間隔をおく)															
ジフテリア 破傷風	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイド(DT)	第2期	11歳以上13歳未満	11歳に達した時から12歳に達するまで	11歳の翌月	1回	-	0.1ml	皮下									
							-											
麻しん 風しん	乾燥弱毒生麻しん風しん混合(MR)ワクチン 又は 乾燥弱毒生麻しん(M)ワクチン 又は 乾燥弱毒生麻しん(R)ワクチン	第1期 第2期	生後12月から生後24月に至るまで	5歳以上7歳未満の者であつて、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者(H30.4.2～H31.4.1生まれ)	1歳の前月 4月中旬	1回	-	0.5ml	皮下									
							-											

令和6年度高松市定期個別予防接種の対象者及び個人通知の方法

注) 接種間隔の起算日は、接種した日の翌日とし、下表の「●歳未満」「●歳に達するまで」「●歳に至るまで」はいずれも「●歳の誕生日の前日まで」とする。生まれた日の翌日を出生0週1日後とする。「●週0日後」は、「●週0日後」の日を含む。

対象疾病	ワクチン	区分	対象年齢	標準的な接種期間	通知時期	接種回数	接種間隔	接種量	方法	
水痘	乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回目	生後12月から	生後12月から生後15月に達するまで	1歳の前月	1回	-	0.5ml	皮下	
		2回目	生後36月に至るまで	1回目の接種終了後6月から12月までの間隔をおく		1回	3月以上 (標準的には6月～12月まで)	0.5ml		
日本脳炎	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン	第1期追加	初回	生後6月から	3歳	3歳の当月	2回	6日以上 (標準的には6日～28日まで)	3歳未満各0.25ml	皮下
			追加	生後90月(7歳6か月)に至るまで	4歳		1回	第1期初回接種終了後6月以上 (標準的にはおおむね1年)	3歳以上各0.5ml	
		第2期	9歳以上13歳未満	9歳	9歳の翌月	1回	-	0.5ml		
		特例措置	H7.4.2～H19.4.1に生まれた者で、20歳未満にある者		高校3年生時に第2期末接種者へ個人通知	1～4回	【平成23年5月19日までに1回以上接種を受けている者の場合】 6日以上 【平成23年5月19日までに接種を全く受けていない者の場合】 2～3回目：1回目の接種から6日以上(標準的には6～28日)の間隔をおいて2回目を接種し、6か月以上(標準的には概ね1年)の間隔をおいて3回目を接種 4回目：3回目の接種終了後6日以上	各0.5ml		
A類疾病	組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 又は 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 又は 組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン	定期接種	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日まで (中学1年生相当)	新中学1年生には、令和6年3月末 それ以外の方には、令和5年5月末に送付済	1～3回	【組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン】 必ず、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は1回目の接種から5か月以上かつ2回目の接種から2か月半以上の間隔をあける (標準的な接種間隔) 初回接種・初回1回目接種から1か月後・初回1回目接種から6か月後の計3回 【組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン】 必ず、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は2回目の接種から3か月以上の間隔をあける (標準的な接種間隔) 初回接種・初回1回目接種から2か月後・初回1回目接種から6か月後の計3回	各0.5ml	筋肉内	
		キャッチアップ接種	H9.4.2～H20.4.1に生まれた高校2年生相当以上の女子		令和6年度に新たにキャッチアップの対象者になった方には、令和6年3月末に送付 その以外の方には令和5年6月末に送付済	1～3回	【組換え沈降9価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン】 必ず、2回目の接種は1回目の接種から1か月以上、3回目の接種は2回目の接種から3か月以上の間隔をあける ※初回接種を小学校6年生から15歳の誕生日の前日までにを行った場合に限り、5か月以上の間隔をあけて2回の接種で完了することができる。 (標準的な接種間隔) 初回接種・初回1回目接種から2か月後・初回1回目接種から6か月後の計3回 ※初回接種を小学校6年生から15歳の誕生日の前日までにを行った場合は、初回接種から6か月後の計2回			

令和6年度 高松市定期個別予防接種事務要領

1 接種対象者の確認	<p>高松市予防接種の予診票、健康保険証及び母子健康手帳等で接種対象者であることを確認してください。不活化ポリオ及び日本脳炎特例対象者へは個別に予診票をお送りしていないため、医療機関に備え付けている予診票をお使いいただくか、感染症対策課から取り寄せるよう、対象者（保護者）に御指導ください。</p> <p><確認事項></p> <p>(1) 高松市に住民票があるかどうか (2) 接種対象年齢かどうか</p> <p><予診票を持っていない場合></p> <p>紛失されたか、個人通知の時期以降に転入してきたと考えられます。</p> <p>事前に感染症対策課へ予診票の送付依頼をするよう、保護者に御指導ください。また、予約の際には、接種当日に必ず予診票を持ってくるよう御指導ください。</p>
2 各予防接種の注意点	<p>◎ワクチンによって、接種回数、接種期間が異なります。</p> <p>【経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン（1価）】（1.5ml） （接種期間）出生6週0日後から出生24週0日後まで 出生6週0日後から初回接種は開始でき、<u>27日以上間隔をおいて、出生24週0日後までの間に2回接種する。（間隔に接種日は含みません。）</u>接種回数2回</p> <p>【五価経口弱毒生ロタウイルスワクチン（5価）】（2ml） （接種期間）出生6週0日後から出生32週0日後まで 出生6週0日後から初回接種は開始でき、<u>27日以上間隔をおいて、出生32週0日後までの間に3回接種する。（間隔に接種日は含みません。）</u>接種回数3回</p> <p>※ 初回接種（1価、5価）は、腸重積症を起こしやすい年齢を避けるため、生後14週6日までに行ってください。生後6週0日以降で、個別通知前に接種を希望する方につきましては、事前に感染症対策課に連絡して、予診票の送付依頼を行うよう御指導ください。</p>
へ予防接種ガイドライン一部抜粋	<p>◎<u>生後2か月以上であることを確認してください。</u></p> <p>注) 個人通知の時期が、初回接種3回分は生後1か月になった月の翌月初めとなっています。このため、誕生日によっては予防接種法による接種可能期間である生後2か月に満たないうちに予診票が届きますが、<u>生後2か月未満で予防接種をした場合は任意接種の取扱いとなり、委託料の請求はできませんので、御注意ください。</u></p> <p>◎<u>接種間隔を確認してください（間隔に接種日は含みません）。</u></p> <p>【初回1～3回目】 <u>それぞれ27日以上</u>（医師が必要と認めた場合には20日以上） 標準的には56日まで <u>必ず12か月未満で完了すること</u></p> <p>【追加】 初回接種終了後、<u>7か月以上</u>標準的には13か月までの間隔をあける。 * 2回目・3回目が生後12か月を超える場合は、2回目・3回目は実施せず、<u>27日以上</u>（医師が必要と認めた場合には20日以上）の間隔をあけて追加接種を実施</p> <p>注) 接種開始月齢によって、接種回数が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生後2～6か月……初回3回、追加1回 ● 生後7～11か月…初回2回、追加1回 ● 1歳以上2歳未満…1回 ● 2歳以上……………1回 <p>※ ヒブの接種スケジュール例については、19ページを参照してください。</p> <p>◎五種混合ワクチンとの交互接種については、原則、同一のワクチンで接種を行ってください。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">2 各予防接種の注意点 〈予防接種ガイドライン一部抜粋〉</p>	<p>四種混合・三種混合・二種混合（1期）・ポリオ</p>	<p>◎ <u>生後2か月以上であることを確認してください。</u> 注) 個人通知の時期が、初回接種3回分は生後1か月になった月の翌月初めとなっています。このため、予防接種法による接種可能期間である生後2か月に満たないうちに予診票が届きますが、<u>生後2か月未満で予防接種をした場合は任意接種の取扱いとなり、委託料の請求はできませんので、御注意ください。</u></p> <p>◎ <u>接種間隔を確認してください</u>（間隔に接種日は含みません）。 【初回1～3回目】 <u>それぞれ20日以上</u> 標準的には56日まで ※二種混合は1期2回のみ</p> <p>【1期追加】 四種混合・三種混合・不活化ポリオについては、3回目接種後<u>6か月以上</u>（標準的には<u>1年～1年半</u>）の間隔をあける。 注) 1期追加の個人通知の時期は1歳の誕生日の前月となりますが、1期追加の接種は1期初回終了後6か月以上（標準的には1年～1年半）の間隔をあけることとなっていますので、接種前に母子健康手帳等で3回目の接種年月日を必ず確認するようにしてください。</p> <p><三種混合・二種混合ワクチンの取り扱いについて> 三種混合・二種混合を接種される場合のワクチンの手配については、感染症対策課へお問い合わせください。</p> <p>◎ <u>五種混合ワクチンとの交互相種については、原則、同一のワクチンで接種を行ってください。</u></p>
		<p>◎ <u>生後2か月以上であることを確認してください。</u> 注) 個人通知の時期が、初回接種3回分は生後1か月になった月の翌月初めとなっています。このため、予防接種法による接種可能期間である生後2か月に満たないうちに予診票が届きますが、<u>生後2か月未満で予防接種をした場合は任意接種の取扱いとなり、委託料の請求はできませんので、御注意ください。</u></p> <p>◎ <u>接種間隔を確認してください</u>（間隔に接種日は含みません）。 【初回1～3回目】 <u>それぞれ27日以上</u>（医師が必要と認めた場合には20日以上） 標準的には56日まで 標準的な接種開始齢は、生後2か月～7か月ですが、接種開始齢が7か月以上になっても接種回数減らず、初回3回、追加1回を接種してください。</p> <p>【1期追加】 3回目接種後<u>6か月以上</u>（標準的には<u>6か月～18か月</u>）の間隔をあける。 注) 1期追加の個人通知の時期は1歳の誕生日の前月となりますが、前述のとおり、1期追加の接種は1期初回終了後、規定の間隔をあけることとなっていますので、接種前に母子健康手帳等で3回目の接種年月日を必ず確認するようにしてください。</p> <p>※ <u>五種混合の接種スケジュール例については、18ページを参照してください。</u></p> <p>◎ <u>皮下注射又は筋肉内注射については、医師の判断によって接種方法を選択してください。</u></p> <p>◎ <u>五種混合ワクチンの使用を基本としますが、ヒブワクチン及び四種混合ワクチンとの交互相種については、原則、同一のワクチンで接種を行ってください。</u></p>
		<p>二種混合（2期）</p>

2 各予防接種の注意点 (予防接種ガイドライン一部抜粋)	小児用肺炎球菌	<p>◎ <u>生後2か月以上であることを確認してください。</u></p> <p>注) 個人通知の時期が、初回接種3回分は生後1か月になった月の翌月初めとなっています。このため、誕生日によっては予防接種法による接種可能期間である生後2か月に満たないうちに予診票が届きますが、<u>生後2か月未満で予防接種をした場合は任意接種の取扱いとなり、委託料の請求はできません</u>ので、御注意ください。</p> <p>◎ <u>接種間隔を確認してください</u> (間隔に接種日は含みません)。</p> <p>初回 1～3回目…<u>それぞれ27日以上 必ず24か月未満で完了すること</u> 2回目が生後12か月を超える場合3回目は行わない</p> <p>追加…初回接種終了後、<u>生後12か月以降に60日以上</u>の間隔をあけて標準的には生後12～14か月の間に実施</p> <p>* 2回目及び3回目が生後24か月を超える場合は、2回目及び3回目は実施せず、<u>60日以上</u>の間隔をあけて追加接種を実施</p> <p>注) 接種開始月齢によって、接種回数異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生後2～6か月…初回3回、追加1回 ● 生後7～11か月…初回2回、追加1回 ● 1歳以上2歳未満…2回(60日以上の間隔をあける) ● 2歳以上…1回 <p>※ 小児用肺炎球菌の接種スケジュール例については、20ページを参照してください。</p> <p>◎ 皮下注射又は筋肉内注射については、医師の判断によって接種方法を選択してください。</p> <p>◎ 使用するワクチンは15価肺炎球菌ワクチンを基本とし、13価肺炎球菌ワクチンとの交互接種については、13価肺炎球菌ワクチンで接種を開始した場合でも、15価肺炎球菌ワクチンに切り替えて接種が可能です。</p>
	B型肝炎	<p>◎ <u>接種間隔を確認してください。</u> (間隔に接種日は含みません。)</p> <p>1～2回目…<u>27日以上</u> 3回目…<u>1回目から139日以上</u></p> <p>◎ <u>HBs抗原陽性の同居者がいる等の理由により、出生直後に予防接種を実施する場合</u></p> <p>出生直後にB型肝炎ワクチン接種を希望する保護者等には、原則、出生前に感染症対策課へ相談し、予診票の交付を受けるよう御指導ください。なお、令和6年度において、B型肝炎の定期接種が実施できる産婦人科医院は、別紙③のとおりです。</p> <p>※ <u>HBs抗原陽性の母親からの出生児に対する接種は定期予防接種の対象とはなりません。</u> (健康保険適用)</p> <p>健康保険適用によりB型肝炎予防接種を行った場合も、母子健康手帳へ必ず接種記録を残してください。(実施要領9のとおり、市内の産婦人科医院にも同様の依頼を行っています。)</p> <p>◎ <u>B型肝炎ワクチンの接種方法</u></p> <p>組換え沈降B型肝炎ワクチンを使用し、0.25mlを皮下接種</p> <p>基本的には、3回の接種を同一の製剤で行うことが望ましいと考えられていますが、異なる種類のB型肝炎ワクチンを組み合わせて接種した場合の互換性は確認されています。</p>
BCG	<p>◎ <u>生後12か月未満であることを確認してください。</u></p>	
麻しん風しん	<p>◎ <u>生後12か月以上24か月未満であることを確認してください。</u></p> <p>注) 高松市では個人通知の時期を1歳の誕生日の前月としています。このため、予防接種法による接種可能期間である生後12か月に満たないうちに予診票が届きますが、<u>生後12か月未満で予防接種をした場合は任意接種の取扱いとなり、委託料の請求はできません</u>ので、御注意ください。</p>	

2 各予防接種の注意点 (予防接種ガイドライン一部抜粋)	麻しん風しん	<p>第2期</p> <p>◎ <u>5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間にあることを確認してください。</u> (平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの者) ※ <u>第2期の接種期間は令和7年3月31日までです。</u></p>
	水痘	<p>◎ <u>生後12か月以上36か月未満であることを確認してください。</u> 注) 高松市では個人通知の時期を1歳の誕生日の前月としています。このため、予防接種法による接種可能期間である生後12か月に満たないうちに予診票が届きますが、<u>生後12か月未満で予防接種をした場合は任意接種の取扱いとなり、委託料の請求はできませんので、御注意ください。</u></p> <p>◎ <u>接種間隔を確認してください。</u>(間隔に接種日は含みません) 1～2回目…<u>3か月以上</u>(標準的には6月～12月まで)</p>
	第1期	<p>◎ <u>6ヶ月以上7歳半未満であることを確認してください。</u> 高松市では個人通知の時期を3歳の誕生月としておりますので、3歳未満の乳幼児に予診票が届きます。 注) 3歳未満でも定期の予防接種はできますが、接種量は0.25mlとなります。なお、3歳未満に開始した第1期の接種が全て終わっていなくても、3歳を超えた時点で以後の接種量は0.5mlとなります。3歳未満用の予診票で3歳以降の方への接種を行った場合、接種をされた医師の訂正印で、必ず接種量の訂正をしていただくか、保護者から事前に感染症対策課に連絡して、予診票の送付依頼をするよう御指導ください。</p> <p>◎ <u>接種間隔を確認してください。</u>(間隔に接種日は含みません) 初回1・2回目…<u>6日以上</u>(標準的には28日未満) 1期追加……………2回目接種後必ず<u>6か月以上</u>(標準的にはおおむね1年)の間隔をあける 注) 1期追加の個人通知の時期は初回と同時ですが、1期追加の接種は1期初回終了後<u>6か月以上</u>(標準的にはおおむね1年)の間隔をあけることとなっていますので、接種前に母子健康手帳等で2回目の接種年月日を必ず確認するようにしてください。</p>
	第2期	<p>◎ <u>9歳以上13歳未満であることを確認してください。</u> ※ <u>日本脳炎予防接種の実施方法についての詳細は、21ページを参照してください。</u></p>
特例 実施規則附則第3条(旧第5条)	<p>◎ <u>平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの者で(令和6年度において高校3年生相当)、20歳未満であることを確認してください。</u> 注) 予診票をお持ちでない方につきましては、健康保険証等で氏名・住所・年齢を御確認のうえ、医療機関にある予診票を御使用いただくことができます。</p> <p>◎ <u>接種間隔を確認してください。</u>(間隔に接種日は含みません) 1期：平成23年5月20日までに1回以上接種を受けている場合の接種済と残り1回又は2回の接種間隔…<u>6日以上</u> 平成23年5月20日までに一度も接種しておらず、3回の接種を行う場合は、通常<u>の第1期の接種間隔</u>に従う 2期：3回目終了後…<u>6日以上(特例措置)</u> 注) 特例措置の方の第2期の接種については、3回目接種後6日以上の間隔をあければ接種できますが、通常初回接種後5年程度あけて接種するため、この間隔を参考に接種するのが望ましい。</p>	

<p>2 各予防接種の注意点 （予防接種ガイドライン一部抜粋）</p>	<p>◎定期接種の場合、小学6年生～高校1年生相当であることを確認してください。</p> <p>◎キャッチアップ接種の場合、生年月日が平成9年4月2日～平成20年4月1日であることを確認してください。</p> <p>◎接種間隔を確認してください。（間隔に接種日は含みません。）</p> <p>【サーバリックス】 初回接種、初回接種から1か月以上（標準的には1か月）の間隔をおいて接種、初回接種から5か月以上、かつ2回目の接種から2か月半以上（標準的には初回接種から6か月）の間隔をおいて接種を実施</p> <p>【ガーダシル、シルガード9】 初回接種、初回接種から1か月以上（標準的には2か月）の間隔をおいて接種、2回目の接種から3か月以上（標準的には初回接種から6か月）の間隔をおいて接種を実施</p> <p>※ 接種後の失神による転倒等を防止するため、注射後の移動の際には、腕を持つなどして付き添い、接種後30分程度は、なるべく座らせたままで、被接種者の状態を観察してください。</p> <p>◎ワクチンの互換性は不明のため、計3回の接種は原則同一のワクチンで行ってください。ただし、シルガード9については医師と被接種者がよく相談した上であれば、交接種を実施して差し支えありません。</p> <p>◎接種間隔の1か月の算定基準は、暦上の1か月です。（翌月の同日） 1か月の間隔をおいた例 2月5日→3月5日 3月31日→5月1日</p> <p>◎半月の数え方は、月によって異なります。2か月後が31日の月は16日後、29日、30日の月は15日後、28日の月は14日後と考えます。 2か月半の間隔をおいた例 2月25日→5月10日 6月1日→8月17日</p> <p>※ シルガード9の2回接種についての詳細は、22ページを参照してください。</p>
共通	<p><保護者の同伴について> 原則、保護者（被接種者の両親）※の同伴が必要です。保護者が何らかの理由で同伴できない場合、保護者の代わりに務められる者が同伴することで差し支えありませんが、事前に保護者からの委任の署名を予診票に記入する必要があります。また、13歳以上16歳未満の者への接種において、あらかじめ、接種することの保護者の同意を予診票の保護者自署欄に記入いただいている場合は、保護者や代理人の同伴は必要ありません。16歳以上の者への接種において、保護者の同伴及び事前の同意確認は必要ありませんので、本人の同意の有無によって接種の実施を判断してください。 ※ 基本的に、被接種者の祖父母等は代理人になります。</p>
共通	<p><診察の結果、接種することができなかった場合></p> <p>① 治療した場合 接種不可として報告できません。その日に使用した予診票は廃棄してください。</p> <p>② 治療しなかった場合 接種不可として実施報告書に入れてください。 医師の記入欄の「見合わせる」に○をし、月日を記入してください。 ※ 接種不可の報告は一人につき、1日1件となります。 ※ 保護者サインも必要です（個人情報を記載した予診票が感染症対策課に提出されることに対する同意の確認のため）。 →医療機関にある新しい予診票を保護者に渡してください。（本人の氏名と右上の整理番号を書き写してください）</p>

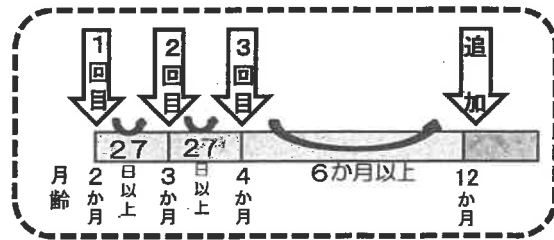
3 「母子健康手帳」等の記入	<p>注) 予防接種を実施する前に必ず接種歴を確認してください。 接種歴が不明瞭な場合は予防接種をしないでください。</p> <p>【記入事項】 接種年月日・メーカー/ロット番号・医療機関名を記入してください。</p> <p><母子健康手帳を持参していない場合> 別添の「高松市予防接種済票」をコピーの上、記入して交付してください。その際は必ず手帳に貼付するよう御指導ください。</p>
4 予防接種実施報告書	<p>【送付書類】 予防接種実施報告書及び予診票</p> <p>【送付期限】 1か月分を翌月の10日(土・日・祝日の場合はその翌平日) 必着で提出してください。実施していない場合も、件数0件として必ず報告してください。</p> <p>【送付する際の点検箇所】 「予診票及び予防接種実施報告書のチェックポイント」別紙③</p> <p>【送付先】 〒760-0074 高松市桜町一丁目10番27号 高松市保健所 感染症対策課 TEL (087) 839-2870 FAX (087) 813-0221</p>
5 その他	<p>予診票が不足する場合や、報告書類の原本を紛失された場合は、感染症対策課に御連絡いただければ送付いたします。なお、お急ぎで御入用の場合は、お電話の上、来所いただければすぐにお渡しいたします。</p>

..... 【五種混合ワクチン接種スケジュール例】

▶ 標準的な接種スケジュール例

初回1回目～3回目を27日以上(医師が必要と認めた場合には20日以上)の間隔で接種後、最低6か月以上(標準的には6～18か月)の間隔をあけて、1回追加接種(初回3回、追加1回)

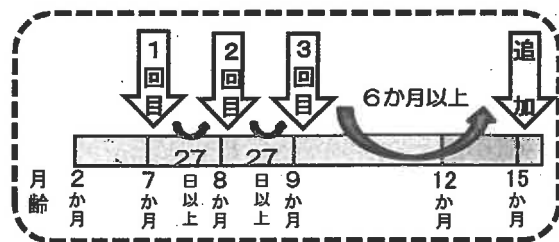
※3回目が12か月を超える場合でも、接種スケジュールを変更する必要はない



▶ 初回接種が遅れた場合の接種スケジュール例

接種開始月齢が2か月以上7か月未満の場合と同様の接種間隔で、4回接種を行う(初回3回※、追加1回)

※接種開始月齢が7か月以上になっても接種回数は減らさない



ヒブワクチン及び四種混合ワクチンとの交接種について

原則、同一のワクチンで接種

未接種の対象者について

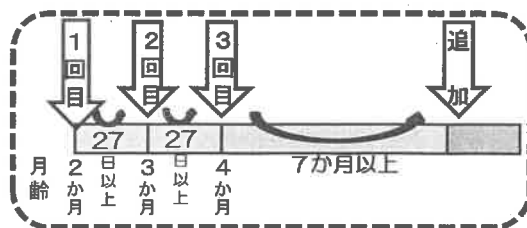
令和6年4月1日時点で、1度もヒブワクチン及び四種混合ワクチンを接種していないものについては、使用するワクチンは、五種混合ワクチンを基本とする

【ヒブワクチン接種スケジュール例】

▶接種開始月齢が2か月以上7か月未満の場合

標準的なスケジュール

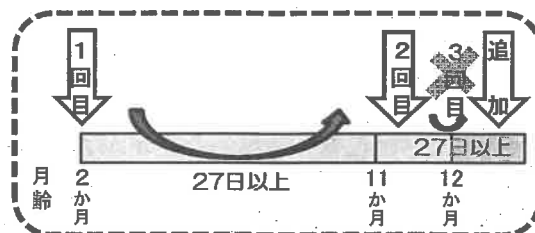
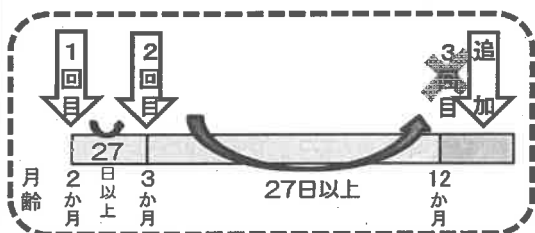
初回1回目～3回目を27日以上の間隔で接種後、7か月以上の間隔をあけて、1回追加接種
(初回3回、追加1回)



①3回目が12か月を超える場合

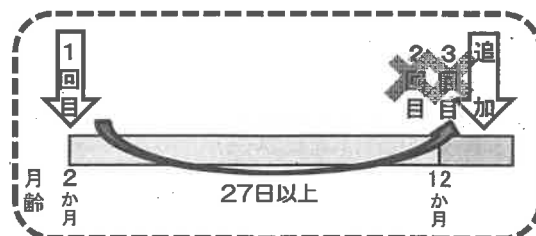
(具体例) ・ 2回目と3回目の間隔が大幅にあいてしまい、3回目が12か月を超える
・ 1回目と2回目の間隔が大幅にあいてしまい、2回目の接種から27日以上の間隔をあけると3回目が12か月を超える

➔ 12か月を過ぎると、3回目はできないので、3回目は行わず、2回目から27日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する(初回2回、追加1回)



② 2回目が12か月を超える場合

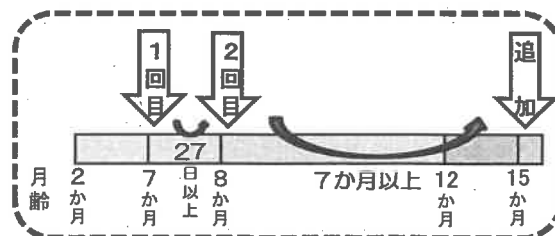
➔ 12か月を過ぎると、2・3回目はできないので、2・3回目は行わず、1回目から27日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する(初回1回、追加1回)



▶接種開始月齢が7か月以上12か月未満の場合

標準的なスケジュール

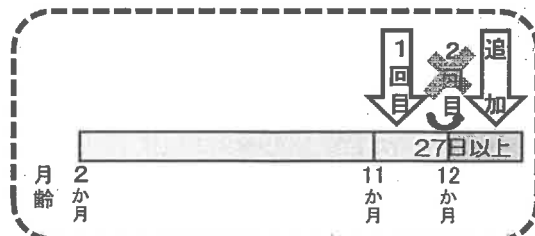
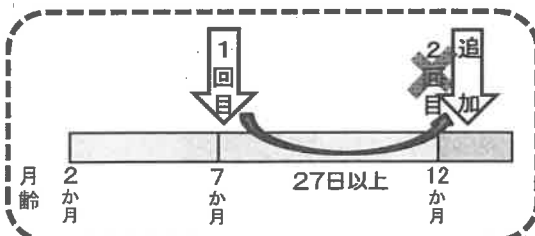
初回1・2回目を27日以上の間隔で接種後、7か月以上の間隔をあけて、1回追加接種
(初回2回、追加1回)



① 2回目が12か月を超える場合

(具体例) ・ 1回目と2回目の間隔が大幅にあいてしまい、2回目が12か月を超える
・ 1回目を11か月を過ぎて接種し、27日以上の間隔をあけると12か月を超える

➔ 12か月を過ぎると、2回目はできないので、2回目は行わず、1回目から27日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する(初回1回、追加1回)



スケジュールが変更になる場合

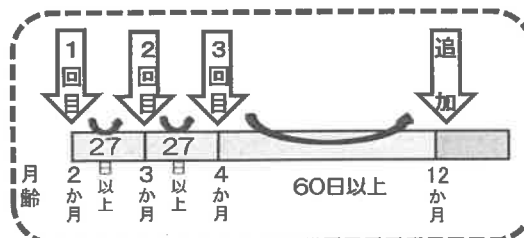
スケジュールが変更になる場合

【小児用肺炎球菌ワクチン接種スケジュール例】

▶接種開始月齢が2か月以上7か月未満の場合

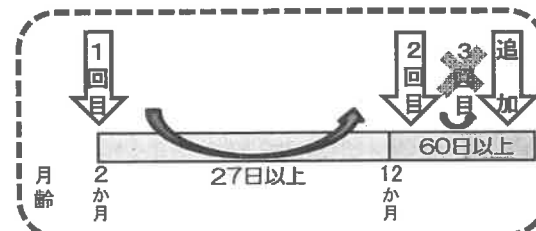
標準的なスケジュール

初回1回目～3回目を27日以上の間隔をあけて接種後、60日以上の間隔をあけて、生後12か月以降に、1回追加接種
(初回3回、追加1回)



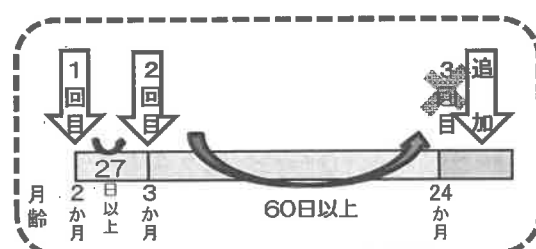
①2回目が12か月を超える場合

⇒ 2回目が12か月過ぎると、3回目はできないので、3回目は行わず、2回目から60日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する
(初回2回、追加1回)



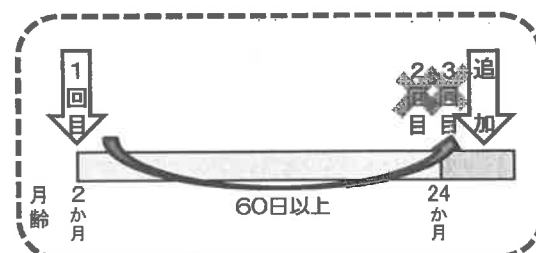
②3回目が24か月を超える場合

⇒ 24か月を過ぎると、3回目はできないので、3回目は行わず、2回目から60日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する
(初回2回、追加1回)



③2回目が24か月を超える場合

⇒ 24か月を過ぎると、2・3回目はできないので、2・3回目は行わず、1回目から60日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する
(初回1回、追加1回)

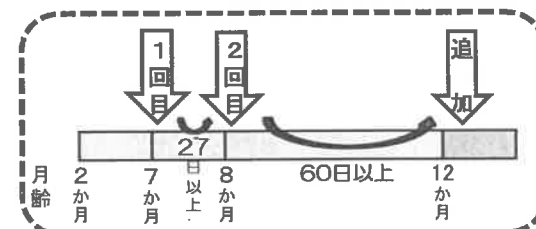


スケジュールが変更になる場合

▶接種開始月齢が7か月以上12か月未満の場合

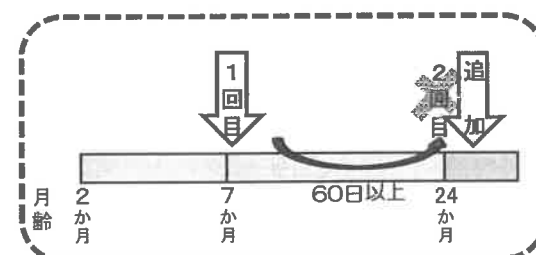
標準的なスケジュール

初回1・2回目を27日以上の間隔をあけて接種後、60日以上の間隔をあけて、生後12か月以降に、1回追加接種
(初回2回、追加1回)



①2回目が24か月を超える場合

⇒ 24か月を過ぎると、2回目はできないので、2回目は行わず、1回目から60日以上の間隔をあけて、追加接種を実施する
(初回1回、追加1回)

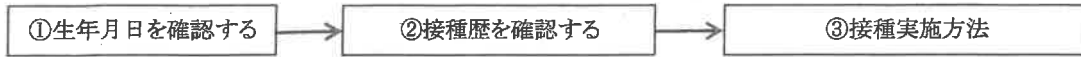


スケジュールが変更になる場合

接種スケジュールについては、13価肺炎球菌ワクチン、15価肺炎球菌ワクチン共通
13価肺炎球菌ワクチンで接種を開始した場合でも、15価肺炎球菌ワクチンに切り替えて接種が可能

《日本脳炎予防接種の実施方法フローチャート》

別紙②



特例 予防接種実施規則 附則第3条

※平成16年4月2日
平成19年4月1日
(接種日において、20歳未満である人)

※ 予防接種実施規則附則第3条では、「平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者～」とあるが、実際は平成16年4月1日以前生まれは令和6年度において、21歳以上となるため上記のとおり表記した。

平成23年5月20日までに

全く受けていない

1回以上受けている

区分	対象年齢	前回接種との間隔	備考
1期初回1回目	20歳未満	-	1期と2期の間は5年以上が望ましい
1期初回2回目		6日以上	
1期追加		6か月以上	
2期	9歳以上20歳未満	6日以上	

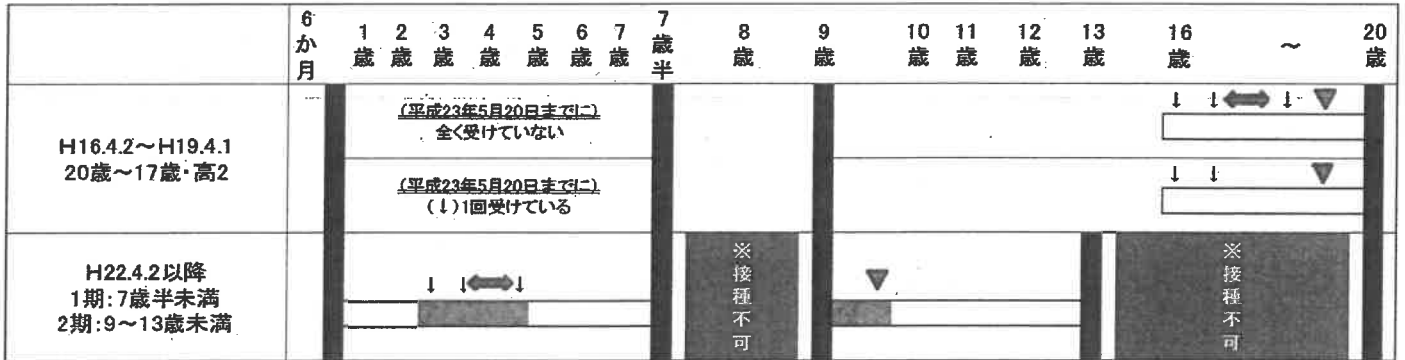
区分	対象年齢	前回接種との間隔	備考
1期初回1回目	20歳未満	-	残りの回数を左表に基づき接種(1期と2期の間は5年以上が望ましい)
1期初回2回目		6日以上	
1期追加		6日以上	
2期	9歳以上20歳未満	6日以上	

平成22年4月2日以降

(1期末接種であっても、対象年齢を過ぎた1期の公費適用はできません。)

区分	対象年齢	前回接種との間隔	備考
1期初回1回目	生後6か月以上 7歳6か月未満	-	
1期初回2回目		6日以上	
1期追加		6か月以上	
2期	9歳以上13歳未満	-	

接種年齢のイメージ図
(令和6年度の年齢・学年)



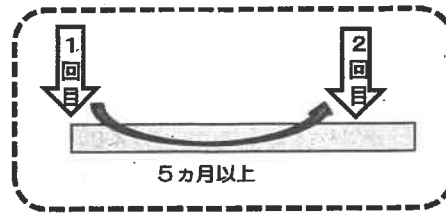
【HPVワクチン接種間隔】

※下記の接種間隔未滿で接種した場合は委託料のお支払いはできませんので、御注意ください。
(標準的な接種間隔とは異なります。標準的な接種間隔は添付文書を御確認ください。)

▶【9価HPVワクチン】

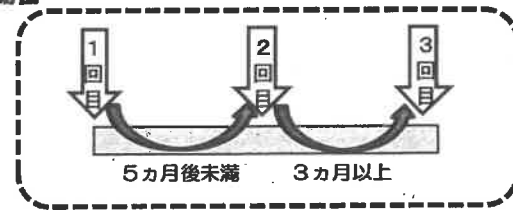
(1) 初回接種が小学校6年生から15歳の誕生日の前日までの場合

2回目の接種は、初回接種から5ヵ月以上間隔を置いて実施する。この場合、2回目の接種が15歳を超えていても差し支えない。



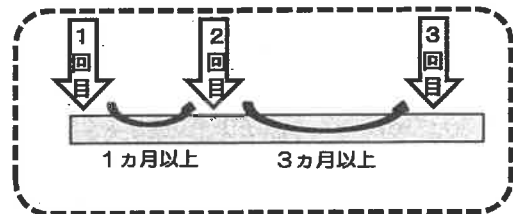
2回目の接種が初回接種から5ヵ月後未滿であった場合

→ 小学校6年生から15歳の誕生日の前日までに初回接種を実施した後、2回目の接種が初回接種から5ヵ月後未滿であった場合、3回目の接種を実施する。この場合、3回目の接種は2回目の接種から3ヵ月以上間隔を置いて実施する。



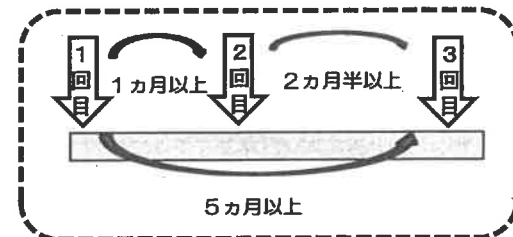
(2) 初回接種が15歳以上の場合

2回目接種は初回接種から1ヵ月以上、3回目接種は2回目接種から3ヵ月以上間隔を置いて実施する。
※4価HPVワクチンと同様



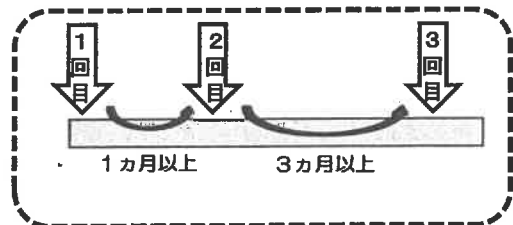
▶【2価HPVワクチン】

2回目接種は初回接種から1ヵ月以上、3回目接種は初回接種から5ヵ月以上かつ2回目接種から2ヵ月半以上間隔を置いて実施する



▶【4価HPVワクチン】

2回目接種は初回接種から1ヵ月以上、3回目接種は2回目接種から3ヵ月以上間隔を置いて実施する。



▶ 特記事項

- 9価HPVワクチンについて、15歳になるまでの間に初回接種を行えば、2回での接種完了を可能とします。ただし、その場合であっても、2回目接種から3ヵ月以上間隔を置いて3回目接種を実施することは差支えありません。
- 2価及び4価HPVワクチンとの交接種となる場合は3回接種となります。
- 小学校6年生から15歳未滿の対象者の9価HPVワクチンの2回目接種が初回接種から5ヵ月後未滿であっても委託料の請求はできますが、その場合、3回目接種が必要となりますので、御注意ください。

予診票及び実施報告書のチェックポイント

【予診票】

- 1 住所は高松市内ですか。
 - * 接種日において高松市外の者の予診票が感染症対策課に提出されている場合は、返却いたします（委託料のお支払いはできません。）。
- 2 生年月日及び年齢が正しく記入されていますか。
 - * 生年月日の欄に接種年月日を記入していたり、兄弟姉妹の生年月日と間違っていないか確認してください。
- 3 対象年齢内での接種ですか。
 - * 定期予防接種の対象年齢外の者の予診票が感染症対策課に提出されている場合は、返却いたします（委託料のお支払いはできません。）。
- 4 接種前の体温が記入されていますか。
 - * 予防接種ができるのは、測定した体温が 37.4℃（腋窩温又はこれに相当するもの）までの者です。37.5℃以上を指す者は明らかな発熱者として接種を見合わせてください（※接種不可分としての報告及び委託料のお支払いはできません。）。
- 5 ワクチンについての説明文を読みましたか。
 - * 「はい」に○が記入されていますか。「いいえ」の場合は、接種前に説明文を読んでもらうよう指示してください。
- 6 注射生ワクチンを接種する場合、他の種類の注射生ワクチンを27日以内に接種していませんか。
 - * 注射生ワクチン（MR ワクチン、水痘ワクチン、BCG ワクチン等）を接種した後に別の種類の注射生ワクチンを接種する場合、通常、27日以上の間隔をおいて接種することとなっています。
- 7 6か月以上の方の場合、新型コロナワクチンを13日以内に接種していませんか。
 - * 新型コロナウィルスワクチンを受けた者が他のワクチン（季節性インフルエンザワクチンを除く）を接種する場合、原則として13日以上の間隔をおくこととなっています。また、新型コロナウィルスワクチンと他のワクチン接種（季節性インフルエンザワクチンを除く）を同時に同一の接種対象者に対して行わないでください。
- 8 医師の記入欄「可能・見合わせる」のどちらかに○がありますか。
- 9 医師のサインはありますか。
 - * 自筆のサインまたは押印がありますか（ゴム印のみは不可です。）。

10 保護者のサインの記入はありますか。

* 保護者の「同意します・同意しません」のどちらかに○がありますか。

代理人が連れてきた場合、保護者のサイン（保護者がフルネームをサインしてください。）、代理人のサイン、代理人の続柄は全て記載されていますか。押印は不要です（※個人情報を記入した予診票が高松市に提出されることへの同意の確認も兼ねていますので、見合わせの場合も保護者にサインしてもらってください。）。

* 保護者とは、親権者又は後見人であり、原則、被接種者の両親になります。祖父母等は代理人になりますので御注意ください。

* 被接種者が16歳以上の場合、被接種者本人のサインは記載されていますか。

11 予診票は、消えないペンで記入されていますか。

* 鉛筆や消えるペンで記入されたものは受付ができません。

12 接種した場合、接種年月日、ワクチンのロット番号、ワクチンの有効期限が記入されていますか。（ロットシールの貼付でかまいません。）13 接種医療機関名・施場所・医師名・医療機関コードは記入されていますか。

* ゴム印で可。なお、鮮明に押印してください。（※見合わせの場合も記入が必要です。）

14 医療機関の記入欄（接種年月日・接種の可能・見合わせ欄等）を訂正した際は、訂正印を押していますか。15 ロタウイルス感染症予防接種予診票、ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（子宮頸がん）の、接種ワクチンを○で囲んでいますか。

- ・ロタウイルス感染症予防接種予診票（住所の上、接種量の2か所）
- ・ヒトパピローマウイルス感染症予防接種予診票（子宮頸がん）（ワクチンの種類欄1か所）

【予防接種実施報告書】

1 記入されている件数と各予防接種の予診票の枚数が合っていますか。

2 訂正箇所には訂正印が押されていますか。

また、訂正印がある場合、医療機関名の右側にも訂正印と同じものが押印されていますか。

* 保健所から再提出の依頼があった場合、再発行したもので、訂正印等の押印がないものであれば、FAXでの提出も可とします。

